

正誤表 建築工事積算要領（令和2年5月）

正	誤
<p>3.1.4 改修割増の適用</p> <p>3 改修工事の積算に用いる単価の適用 全館無人改修の場合は標準単価（基準単価）とし、執務並行改修の場合は表9により、標準単価（基準単価）または改修割増単価（基準補正単価）とすることを標準とする。なお、標準単価及び改修割増単価は次による。（表8）</p> <p>(1) 標準単価（基準単価） 「公共建築工事標準単価積算基準」「公共建築工事積算基準等資料」に定められた標準歩掛りによる複合単価並びに参考歩掛り等による複合単価及び市場単価・補正市場単価。</p> <p>(2) 改修割増単価（基準補正単価） ア 割増の必要な標準歩掛りによる複合単価は、労務の所要量の15%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価においては、公共建築工事積算基準等資料の表A-1による改修補正率を参考として算定する。 イ 著しく作業効率が悪い場合においては実情を考慮し労務単価等を補正する。</p>	<p>3.1.4 改修割増の適用</p> <p>3 改修工事の積算に用いる単価の適用 全館無人改修の場合は標準単価（基準単価）とし、執務並行改修の場合は表9により、標準単価（基準単価）または改修割増単価（基準補正単価）とすることを標準とする。なお、標準単価及び改修割増単価は次による。（表8）</p> <p>(1) 標準単価（基準単価） 「公共建築工事標準単価積算基準」「公共建築工事積算基準等資料」に定められた標準歩掛りによる複合単価並びに参考歩掛り等による複合単価及び市場単価・補正市場単価。</p> <p>(2) 改修割増単価（基準補正単価） ア 割増の必要な標準歩掛りによる複合単価は、労務の所要量の15%増しを標準とする。また、市場単価及び補正市場単価<del>（物価資料等による材工単価等を含む）</del>においては、公共建築工事積算基準等資料の表A-1による改修補正率を参考として算定する。 イ 著しく作業効率が悪い場合においては実情を考慮し労務単価等を補正する。</p>